
プロジェクト	公正価値測定に関するガイダンス及び開示
項目	第 131 回金融商品専門委員会及び第 389 回企業会計基準委員会 会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 131 回金融商品専門委員会（2018 年 7 月 27 日開催）及び第 389 回企業会計基準委員会（2018 年 7 月 24 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

時価に関する会計基準等で取り扱う範囲の検討

（第 131 回金融商品専門委員会）

2. 実務対応報告第 38 号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」（以下「仮想通貨実務対応報告」という。）が当面の取扱いを定めた暫定的な基準であることを踏まえれば、仮想通貨を時価の定義及びガイダンスに係る会計基準等で取り扱う範囲に含めないことに賛成である。
3. トレーディング目的で保有する棚卸資産について、時価の定義及びガイダンスに係る会計基準等の範囲に含めるとしながら、時価に関する開示を求めないことは不整合となると考えられる。
4. トレーディング目的で保有する棚卸資産について、結果的に、重要性がなく開示されないことは理解できるが、レベル 3 を対象とする開示が行われられない可能性が高いことや保有する業態が限定的であることは、開示を不要とする理由とはならないと考えられる。
5. トレーディング目的でコモディティを保有している企業は、コモディティの価格変動リスクに対してコモディティ・デリバティブでヘッジすることも想定され、このような場合に、デリバティブ（金融商品）についてのみ時価に関する開示を求め、現物のコモディティについて同様の開示を求めないのは、整合性がとれないのではないか。
6. トレーディング目的で保有する棚卸資産と仮想通貨について、時価に関する開示を求めないことについては、納得感のある理由が必要であると考えられる。

(第 389 回企業会計基準委員会)

7. 仮想通貨を時価の定義及びガイダンスに係る会計基準等で取り扱う範囲に含めないことには同意する。ただし、その理由については、仮想通貨実務対応報告の検討において、当面の取扱いとして IFRS 第 13 号「公正価値測定」(以下「IFRS 第 13 号」という。)とは必ずしも整合的でない規定を導入した経緯があり、基準開発から短期間で当該規定を変えることは適切ではない旨を記載することが考えられる。
8. トレーディング目的で保有される棚卸資産については、レベル 3 に区分される可能性が低いことや、保有する業態が比較的限定的であるとの理由のみでは、時価に関する開示の範囲に含めない理由としては十分ではないと考えられ、また時価に関する開示は、平時ではなく危機時において有用となる可能性があると考えられる。
9. 仮想通貨について、時価の定義及びガイダンスに係る会計基準等で取り扱う範囲に含めないため、時価に関する開示の範囲に含めないと提案されているが、仮想通貨が時価の定義及びガイダンスに係る会計基準等における測定方法と異なる可能性があることを踏まえると、開示を求める意義はむしろ高いのではないか。

時価の定義及びガイダンスについて実務に配慮することが考えられる項目の検討

その他有価証券の時価としての月中平均価額の使用

(第 131 回金融商品専門委員会)

10. 月中平均価額が IFRS 第 13 号の公正価値の定義を満たさないという点は理解できるが、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」(以下「金融商品会計基準」という。)第 76 項における短期的な価格変動に関する記載のとおり、その他有価証券の期末評価や減損判定に月中平均価額を用いるとの考え方は否定されるものではないと考えられ、現行の日本基準と異なる定めを置く必要はないのではないと考えられる。また、平均相場による換算については、金融商品会計基準というよりは、外貨建取引等の会計処理の論点ではないか。
11. 今回の検討にあたっては、減損やリサイクリングの議論とは切り離して、時価について議論した方がよいのではないか。株式の時価について、原則としては、期末日の時価であるとしても、実務上の便法として月中平均価額も認めるべきであると考えられる。また、今後の検討の材料として、どのような企業が実際に月中平均価額を用いているか、また月中平均価額を用いている企業がその属する業種内に占める割合はどのくらいかなどについて調査してはどうか。

12. 時価について IFRS 第 13 号との整合性を図ることを前提とすると、期末評価として月中平均価額を用いることができない点は理解できるが、減損判定に用いる時価については、減損判定の考え方にもよるところがあり、回収可能価額の観点から金融商品会計の見直しの議論において別途検討すべきではないか。
13. 貸借対照表価額を期末日時点の時価とするのであれば、減損処理で使用する価額もこれに整合させることが考えられる。また、その他の包括利益のノンリサイクリングに対する ASBJ の立場を鑑みれば、今回の検討で月中平均価額の使用の可否を検討してよいのではないか。

(第 389 回企業会計基準委員会)

14. その他有価証券の時価としての月中平均価額の使用についてのディスカッション・ポイントの記載が明確となるように修正していただきたい。
15. その他有価証券の時価としての月中平均価額の使用については、現行の日本基準にある規定であり、例えば、財務諸表利用者から比較可能性に問題が生じているとの強い意見があるのであれば納得感があるかも知れないが、IFRS 第 13 号と整合的でないという理由のみで廃止することには反対である。当面の間は、月中平均価額の使用を認めるとの方向性で検討していただきたい。
16. 企業のファンダメンタルズに関係ない外部的な要因で期末日の株価が急落するようなケースを財務報告に反映することがよいものであるとはいえ、月中平均価額の使用は財務報告における適切性の観点から劣っているものであるとは考えられないため、月中平均価額の選択適用を認めることがよいと考えられる。
17. 測定日の価格を時価評価に用いることを原則としつつ、特殊な事情等がありうることを勘案して、例外的に月中平均価額の使用を認めてもよいのではないか。

第三者から入手した価格を利用する際の評価

(第 131 回金融商品専門委員会)

18. ブローカー価格を時価として利用できる余地を残す点に賛成である。ただし、自社における合理的な見積りが困難であることを要件の 1 つとすると、ブローカー価格を利用できる状況も限定されることとなる可能性があり、当該要件については見直しが必要ではないか。
19. 現行の日本基準では、ブローカー価格の使用に際して、あくまでも使用する企業に立証責任があるという建付けだと理解しており、「第三者から入手した価格が新基

準に従って形成されていると企業が判断せずに」とされている点に違和感がある。

20. 資産又は負債に係る活動の量又は水準が著しく低下していると認められる場合に、自社における合理的な見積りが困難な状況となっても、ブローカー価格が利用できないこととなる要件が提案されているように考えられ、提案されている要件について見直してはどうか。
21. 時価算定の根拠としてブローカーが顧客に提供する情報の量は平常時よりも危機時の方が多くなると考えられる。
22. ブローカー価格の利用については、代替的な取扱いを明示的に定めるのではなく、実務上の運用において対処すればよいのではないか。
23. 複雑な商品を大量に保有しており、ブローカー価格を使用している一般事業法人がどの程度あるのか不明であるが、ブローカー価格の使用については、実務において重要性の適用などで整理できるのではないか。

(第 389 回企業会計基準委員会)

24. ブローカー価格の使用については、現状の提案では、ブローカー価格以外に時価の算定方法がない場合に対応方法がなくなる可能性があり、実務においてうまく機能しないと考えられ、現行の日本基準の規定を残すことが考えられる。
25. ブローカー価格の使用については、提案されている要件のうち、自社における合理的な見積りが困難であることについては、企業側が立証することが困難となる可能性があり、代替的な取扱いとして機能するのか不明であるため、追加的な検討が必要と思われる。

金融商品の時価に関する開示項目の検討

(第 131 回金融商品専門委員会)

26. IFRS 第 13 号の開示項目について、金融商品会計基準第 40-2 項における「金融商品の時価等に関する事項」の一部ではなく「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」を新規に追加する案は、今後の適用対象企業の議論も勘案するとよい方向性であると考えられる。
27. IFRS 第 13 号の開示項目のうち、公正価値オプションを適用した負債の公正価値測定に関する開示項目については、現時点で取り扱わないこととされているが、今後の金融商品会計の見直しに関する議論の中で公正価値オプションが日本基準に導

審議事項(4)-7

入される場合には、この開示項目も検討対象となるのではないか。

以 上